

# 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」について

2014年（平成26年）5月8日

日本弁護士連合会

以下、2009年（平成21年）11月18日に公表している「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」からの抜粋です。

## 第1 意見の趣旨

当連合会は、2007年5月14日に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（以下「憲法改正手続法」または「手続法」という。）について、次のように見直すことを求める。

### 1 投票方式及び発議方式について

投票方式については、原則として各項ごと（場合によっては条文ごと）の個別投票方式とするよう見直しを行うことが必要である。ただし、一括投票をしなければ条項同士が矛盾し整合性を欠くことが明らかな場合には、複数条項を一括投票に付し得るとすべきである。

### 2 公務員・教育者に対する運動規制について

「国民投票運動」の定義規定には、「勧誘する」という価値評価が含まれており、萎縮効果をもたらしかねない。しかも、公務員と教育者について、地位を利用して国民投票運動をすることを禁止しており、刑罰規定はなくなったが、その萎縮効果は重大である。削除されるべきである。

### 3 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置について

公職選挙法と異なり、このような罰則規定を設けること自体疑問がある。しかも、極めて不明確な要件の下に、広汎な規制を招きかねず、罪刑法定主義に抵触するとともに、自由な表現活動を萎縮させる危険性が高い。削除されるべきである。

### 4 国民に対する情報提供について

#### (1) 広報協議会について

国民投票広報協議会（以下「広報協議会」という。）は、憲法改正案と賛

成意見・反対意見を国民に知らせるもので、非常に重要な役割を担う。その構成において公平性を担保するためには、賛成派の委員と反対派の委員を同人数とすべきであり、少なくとも半数程度は外部委員の選任が必要不可欠である。また、弁護士等も含めた多方面からの事務局の採用が必要不可欠である。

(2) 公費によるテレビ、ラジオ、新聞の利用について

公費による意見広告は、政党等が指定する団体に限らず、幅広い団体が利用できる制度にすべきである。団体の選定には、公平性・中立性・客観性の確保が必要である。また、どの程度の国家予算を充てるのかも極めて重要である。その運用において、公平性と中立性の確保が重要であることは当然である。

(3) 有料意見広告放送のあり方について

投票の14日前までの有料意見広告放送には何らの規制も加えられていないが、憲法改正賛成派と反対派の意見について実質的な公平性が確保されるよう、慎重な配慮が必要である。また、有料意見広告放送に対する14日前からの禁止に関しては、それが表現の自由に対する脅威とならないのか、逆に禁止期間が14日間で十分かつ適切なのか等、問題点は多数あり、改めて十分に検討されるべきである。

5 発議後国民投票までの期間について

60日という期間は、仮に個別条項の改正についての国民投票のみを前提としてもなお極めて不十分といわねばならない。最低でも1年間は必要である。また、国民投票公報をより早期に国民に配布するようにすべきである。

6 最低投票率と「過半数」について

最低投票率の規定は必要不可欠であり、憲法改正手続法が施行されるまでに、最低投票率の規定を設けなければならない。最低投票率の割合に関しては、全国民の意思が十分反映されたと評価できる最低投票率が定められるべきである。また、無効票を含めた総投票数を基礎として、過半数を算定すべきである。

7 国民投票無効訴訟について

無効訴訟の提起期間の「30日以内」は短期に過ぎる。管轄裁判所も東京高等裁判所に限定されているが、少なくとも全国の各高等裁判所を管轄裁判所とすべきである。また、無効訴訟を提起しうる場合について、憲法改正の限界を

超えた改正が無効理由となるか等も含め再度検討がなされるべきである。

## 8 国会法の改正部分について

衆参両院の憲法審査会は、合同審査会を開くことができるとされ、憲法改正原案について両議院の議決が異なった場合には、両院協議会を開くことができるとされているが、合同審査会や両院協議会の規定は、各議院の独立性に反するものとして、削除されるべきである。